

重層的住宅セーフティネット構築支援事業（居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る支援に関する事業）を行う者に対する補助事業の開始についての公示

平成 27 年 4 月 28 日
国土交通省住宅局長 橋本 公博

次のとおり、重層的住宅セーフティネット構築支援事業（居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業（以下「居住支援協議会活動支援事業」という。））を行う者に対する補助事業の開始について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、居住支援協議会等が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する活動に対して、国が必要な費用を補助することにより、居住支援協議会等の活動を促進し、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に資する事業

(3) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 3 月 15 日

2. 補助対象事業者の要件

(1) 組織に関する要件

・応募要領 2.2 に掲げる要件に適合すること。

(2) 公平性及び中立性に関する要件

・応募団体の構成員が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有していること。

(3) 技術能力に関する要件

・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進に係る活動の実績又はその知見を十分に有すること。

(4) 守秘性に関する要件

・応募団体の会則等において、構成員は本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けていること。

(5) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件

・地方公共団体が応募団体の構成員となっていること。

・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっていること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局安心居住推進課家賃債務保証係
電話 03-5253-8111(内線 39864) ファクシミリ 03-5253-8140
電子メール sakashita-m2sk@mlit.go.jp

(2) 応募要領の交付期間、場所及び方法

① 居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動支援

- (i) 期間 平成27年12月25日(金)まで
- (ii) 場所及び方法

下記ホームページよりダウンロードすること。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html

併せて、予め(1)の担当まで事前連絡を行い、(1)に記載の場所での手交、FAX、e-mailにより交付も可能とする。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

- (i) 期限 平成27年12月25日(金) 18時00分まで
- (ii) 場所 上記(1)の担当部局
- (iii) 方法 上記(1)の担当部局へ、持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は書留郵便とし、郵送時には(1)の連絡先に電話にてその旨を伝えること。

4. 補助事業者の選定

提出された提案書等について書類審査等を行い、補助事業の目的に合致した提案書を提出した者を採択する。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消しを行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を提案書提出時に申し出ること。
- (7) 同一の内容で、国土交通省及び他省庁等より補助金を受けている場合は対象外となる。
- (8) 同一の提案者が同一内容の課題を重複して提案することはできない。
- (9) その他詳細は応募要領による。

居住支援協議会活動支援（案）

資料5-2

支援概要

- 住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する実効的な取組を行う協議会に対して支援
・補助限度額：協議会あたり1,000万円
- ・予算額：重層的住宅セーフティネット構築支援事業（H27年度予算案：2.3億円）の内数
- なお、住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の取組に係る経費は、原則として当該事業の事務事業者からの委託費用により支弁。

支援内容：「A 必須活動」のうち少なくとも1つの取組みを実施することで、「B その他活動」についても支援を行う。

A 必須活動（実効的取組）

① 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居支援

- 要配慮者向け住宅相談サービス
(住宅相談員の配置・サポート店（不動産関連）の設置、住宅相談会の開催等)
- 民間事業者等と連携した家賃債務保証制度・残置物処理、安否確認サービス等の紹介

② 要配慮者の居住の安定を図る取組

- 社会福祉法人等と連携した入居後の生活相談サービス等の実施
- 付き住宅の見守りサービス等の担当者への研修等の実施

③ 住宅確保要配慮者に対する一元的な情報発信

- 要配慮者向けの民間賃貸住宅等の登録・管理、情報発信※「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」に係る取組も含む。
(ただし、取組に係る経費は原則、当該事業より支弁する。)
- 居住支援サービス等の情報収集・情報発信

④ 福祉部局・NPO・関係団体との連携を図る取組

- 地域包括支援センターやその他協議会・関連施策等との連携
- 区市町村レベルの協議会立ち上げ支援等

B その他活動

① 要配慮者の居住の安定を図るモデル的な取組

- 健康の維持増進、多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動の活性化に資する活動（近隣大学等の教育機関との連携）
- 既存空き家を活用した見守り拠点・コミュニケーションスペースの運営等の取組

② 調査

- 住宅確保要配慮者の入居ニーズの把握 等

③ 講演会等の開催

- 賃貸人、要配慮者等に対する普及啓発のための講演会の開催 等

④ その他

- 要配慮者・居住支援団体等向けの入居支援マニュアルの作成 等

※協議会の設立に必要な事業については、初年度に限り支援の対象とする。